

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

安藤建設工業株式会社
宮城県富谷市志戸田北田子沢 107 番地

2. 指名停止措置期間

令和 8 年 9 月 18 日から令和 8 年 12 月 17 日まで（3 カ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

安藤建設工業株式会社の元代表取締役が代表取締役在任中に、自社が所有する不動産の利活用を巡り、富谷市職員に対し便宜を図ってもらう目的で接待を行ったとして、令和 8 年 6 月 10 日、宮城県警察に贈賄の容疑で逮捕された。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（贈賄）第 3 号イに該当し、契約相手方として不適当と認められるため。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第 2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の管轄区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第 2 号に掲げる場合を除く。）。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3 カ月以上 9 カ月以内 2 カ月以上 6 カ月以内 1 カ月以上 3 カ月以内

問 い 合 わ せ 先
東 北 森 林 管 理 局
秋 田 県 秋 田 市 中 通 5 - 9 - 16
総 務 企 画 部 経 理 課 長 山 田 清 美 電 話 018-836-2070